

豊川市監査公表第 2 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

豊川市監査委員	井	田	哲	明
同	鈴	木	篤	男
同	柴	田	訓	成

別紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象団体及び所管部署

(1) 対象団体

社会福祉法人若竹荘

(2) 所管部署

子ども健康部保育課

2 監査の範囲

(1) 対象団体

令和５年度社会福祉法人若竹荘会計

(令和５年４月１日～ 令和６年３月３１日)

(2) 所管部署

令和５年度一般会計

(上記団体関係分)

3 監査の実施期間

令和６年７月３１日～ 令和６年９月２５日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 対象団体

ア 財政援助の目的、内容について

イ 交付の金額、時期、方法、手続等について

ウ 対象事業等の執行について

エ 会計経理、財産管理について

(2) 所管部署

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【社会福祉法人若竹荘】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【子ども健康部保育課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。